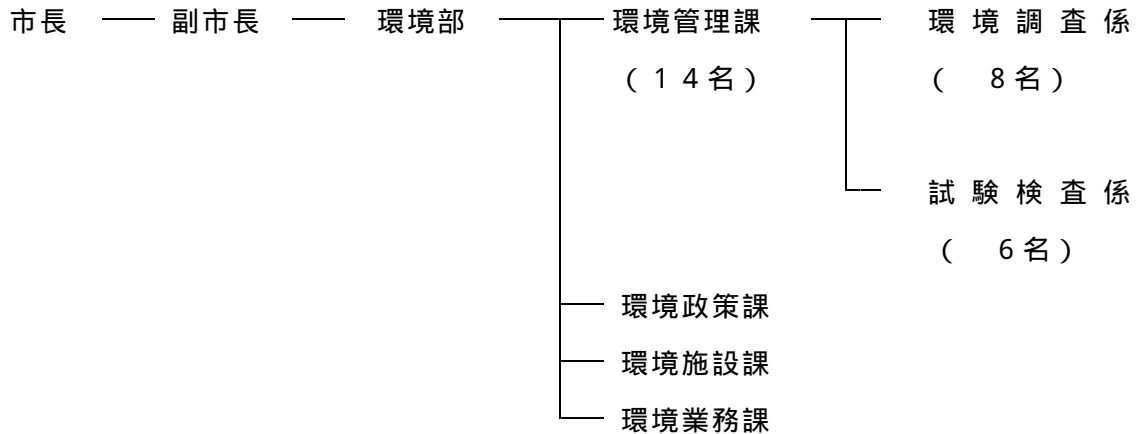


# 1 環境行政組織

(平成26年4月1日現在)



## 【環境管理課事務分掌】

- 1 公害防止，調査及び規制に関すること。
- 2 公害関係法令に基づく届出の受理等に関すること。
- 3 公害防止協定に関すること。
- 4 公害に係る苦情処理に関すること。
- 5 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に関すること。
- 6 試験検査に係る精度管理に関すること。
- 7 庁舎の管理に関すること。
- 8 大気汚染に係る試験検査に関すること。
- 9 悪臭に係る試験検査に関すること。
- 10 水質汚濁に係る試験検査に関すること。
- 11 廃棄物に係る試験検査に関すること。
- 12 食品衛生に係る試験検査に関すること。
- 13 環境衛生に係る試験検査に関すること。
- 14 医薬品に係る試験検査に関すること。
- 15 感染症，食中毒等に係る試験検査に関すること。
- 16 試験検査業務に係る調査研究に関すること。
- 17 市民センター（川尻市民センター，音戸市民センター，倉橋市民センター，蒲刈市民センター，安浦市民センター，豊浜市民センター及び豊市民センターに限る。）に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）

## 2 環境保全行政の歩み

年 月 日	事 項
S 3 8 . 1 0 . 3	呉市公害対策研究会発足
3 9 . 5 . 1	降下ばいじんの測定開始
4 0 . 4 . 1	中小企業の公害設備に対する融資の開始
4 1 . 1 . 1 2	呉市公害対策推進協議会発足（呉市公害対策研究会発展的解消）
4 2 . 8 . 3	「公害対策基本法」公布
1 2 . 2 8	衛生課に公害対策係を設置
4 3 . 6 . 1 0	「大気汚染防止法」・「騒音規制法」公布
4 4 . 1 2 . 8	「広島県公害防止条例」公布
4 5 . 6 . 1	「公害紛争処理法」公布
1 0 . 1	保健部に公害対策課を設置
1 2 . 2 5	「水質汚濁防止法」公布
4 6 . 4 . 1	呉市西保健所で公害関係分析の開始
6 . 1	「悪臭防止法」公布
6 .	定期的水質調査開始（主要河川46.6.3～，呉地先海域46.6.8～）
6 . 1 4	街路騒音の測定開始
6 . 1 7	主要工場排水の定期的水質調査の開始
1 0 . 1	「大気汚染防止法」に基づく政令市
1 0 . 8	日新製鋼(株)，東洋パルプ(株)（現：王子マテリア(株)），(株)淀川製鋼所の3社と公害防止協定締結
1 1 . 3 0	石川島播磨重工業(株)他11社と公害防止協定締結
4 7 . 1 . 2 1	自動車騒音24時間測定の開始
4 . 1	保健部に衛生試験課を設置
4 . 2 6	テレメータシステムによる大気汚染監視開始
6 . 1 5	自動車排出ガス調査開始
1 1 . 2 4	「呉市における公害の現況と問題点」第1報を発刊（以後毎年発刊）
1 2 . 1 3	日新製鋼(株)，東洋パルプ(株)（現：王子マテリア(株)）と公害防止協定締結（広島県を含む三者協定）
4 8 . 7 . 1 4	光化学オキシダント，二酸化窒素，一酸化炭素に係る緊急時の措置要領制定（広島県）
8 . 2 0	硫酸化物に係る情報制度発足（広島県）
1 0 . 2	「瀬戸内海環境保全臨時措置法」公布 （現「瀬戸内海環境保全特別措置法」）
4 9 . 1 . 1 0	光化学オキシダント，硫酸化物に係る大気汚染予報を開始（広島県）
4 . 1	衛生試験課から衛生試験センターへ名称変更
4 .	悪臭測定を開始
5 1 . 2 . 1 7	第6次公害防止計画の承認
3 .	主要煙源のSO <sub>x</sub> 量をテレメータに接続 （日新製鋼(株)，東洋パルプ(株)（現：王子マテリア(株)））
6 . 1 0	「振動規制法」公布
5 6 . 5 .	湿性大気汚染（酸性雨）調査開始
5 7 . 1 2 . 2 5	環境影響評価の実施に関する指導要綱告示（広島県）

年 月 日	事 項
59. 3. 31	日新製鋼(株), 東洋パルプ(株)(現: 王子マテリア(株))との公害防止協定改定(広島県を含む三者協定)
7~8	水生生物による河川水質の簡易調査開始
60. 7. 15	本庄貯水池への流入排水に窒素・燐含有量に係る排水基準を適用
8. 20	呉市広湾堆積汚泥浚渫事業に係る費用負担計画を策定
61. 5. 25	「親と子の水辺教室」を開催(以後平成7年まで毎年開催)
62. 7. 18	広湾の堆積汚泥の浚渫工事を開始(62.11.4終了)
63. 4. 1	合併処理浄化槽設置に補助事業開始
8. 1	桑畑地区工業団地立地企業と環境保全協定締結(広島県を含む三者協定)
12. 19	主要煙源のNO <sub>x</sub> 量をテレメータに接続(日新製鋼(株), 東洋パルプ(株)(現: 王子製紙(株)))
H 1. 6. 28	大気汚染防止法の改正により, 石綿が特定粉じん指定
2. 9. 22	水質汚濁防止法の改正により, 生活排水対策の法制化
10. 14	ふるさと瀬戸内・アメニティ in くれ, アメニティフェア・アメニティフォーラム開催(県と共催)
4. 3.	長谷地区工業団地立地企業と公害防止協定締結
3. 30	黒瀬川流域が「生活排水対策重点地域」に指定
4. 1	機構改革で課名を環境保全課に改め, 浄化槽業務を西保健所から移管
5. 3. 8	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(健康項目に15項目が追加)
11. 19	「環境基本法」公布
6. 3. 28	黒瀬川生活排水対策推進計画の策定
4. 1	「水質汚濁防止法」に基づく政令市
7. 2. 17	環境試験センターを新築移転(青山町)
3. 15	「広島県環境基本条例」公布
9. 2. 4	有害大気汚染物質のうち「ベンゼン」「トリクロロエチレン」「テトラクロロエチレン」の環境基準値を設定
4. 1	機構改革で部名を「環境部」に改め, 環境保全課に環境企画係を新設
10. 1	騒音規制法の特定施設として切断機を, 特定建設作業としてバックホウ等の3種の建設機械を使用する作業が追加
10.	有害大気汚染物質環境濃度測定開始
12. 1	大気汚染テレメータシステムの更新(無線方式から有線方式に変更)
10. 4. 1	呉市環境審議会発足(呉市公害対策推進協議会を発展的改組)
9. 30	「騒音に係る環境基準」全面改正(H11.4.1施行)(騒音の評価手法が中央値から等価騒音レベルに変更)
11. 2. 22	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(健康項目にふっ素, ほう素, 硝酸性窒素等の3項目が追加)
3. 16	呉市環境基本条例公布(H11.4.1施行)
4. 1	機構改革により, 環境保全課と環境試験センターの組織を, 環境政策課と環境管理課に改組

年 月 日	事 項
11. 7. 16	「ダイオキシン類対策特別措置法」公布（H12.1.15施行）
12. 2. 7	ダイオキシン類に関する環境基準（大気，水質，土壌）及び排出基準（大気，水質）の設定
12. 3. 2	「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」全面改正（H12.4.1施行） （騒音の評価手法が中央値から等価騒音レベルに変更）
6. 2	「浄化槽法」一部改正（H13.4.1施行） （浄化槽の定義の変更（単独処理浄化槽の削除）など）
11. 1	特例市に移行 （新規委譲事務として「騒音・振動・悪臭の規制地域の指定，規制基準の設定等の告示」を実施） （H12.10.24告示，H12.11.1施行）
13. 4. 20	有害大気汚染物質のうち「ジクロロメタン」の環境基準値の設定
6. 13	「水質汚濁防止法施行令」一部改正（H13.7.1施行） （排水基準の有害物質にふっ素，ほう素，アンモニア化合物等の3項目が追加）
14. 3. 21	休山新道開通
5. 29	「土壌汚染対策法」公布（H15.2.15施行）
7. 19	第5次水質総量規制基準値告示（広島県・H14.10.1施行） （従来のCODの総量規制に窒素及びりん含有量が追加された）
9. 1	ダイオキシン類に関する環境基準（底質）の設定
12. 1	ダイオキシン類に関する恒久排出基準（大気）の適用
12. 20	白岳小学校で大気汚染監視測定開始 （10.16に呉高等技術専門校寮の測定廃止）
15. 1. 15	ダイオキシン類に関する恒久排出基準（水質）の適用
4. 1	下蒲刈町と合併
7. 31	有害大気汚染物質のうち，アクリロトリル，塩化ビニルモノマー，水銀，ニッケル化合物について指針値（環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値）が示される。
10. 7	「広島県公害防止条例」の全面改正による「広島県生活環境の保全等に関する条例」公布
11. 5	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正（H15.11.5施行） （生活環境項目に全亜鉛が追加・水域類型の指定なし） 水生生物の要監視項目にカドミウム，フェノール，ホルムアルデヒドの3物質が追加
16. 3. 31	水質に係る要監視項目に，塩化ビニルモノマー，ヒドロクロトリル，1-4ジオキソベンゼン，全マンガン，ウランが追加
16. 4. 1	川尻町と合併 第5次総量規制既設工場の規制（窒素及びりん）開始
10. 1	「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく土地履歴調査の報告の適用
5. 26	「大気汚染防止法」一部改正 （揮発性有機化合物（VOC）の排出規制が追加される）

年 月 日	事 項
17.3.20 11.14	音戸町・倉橋町・蒲刈町・安浦町・豊浜町・豊町と合併 「浄化槽法」一部改正(H18.2.1施行) (浄化槽放流水の水質基準の創設,維持管理に対する行政の監督規程の強化など)
18.3.1 8.11	「大気汚染防止法施行令」等一部改正 (特定粉じん排出等作業の建築物の規模要件等が撤廃される) 「大気汚染防止法施行令」等一部改正(H18.10.1施行) (特定粉じん排出等作業に特定建築材料が使用されている工作物の解体等作業が追加される)
11.10	「排水基準を定める省令」の一部改正(H18.12.11施行) (亜鉛含有量の排水基準が強化される)
19.2.28 5.15	浄化槽法定検査の指定検査機関として「(社)広島県浄化槽維持管理協会」が広島県知事から追加指定される 苗代工業団地立地の2社と公害防止協定締結
21.4.1 4.24	県から市へ権限移譲(ダイオキシン類対策特別措置法等) 「土壌汚染対策法」一部改正(H22.4.1施行)
9.3	微小粒子状物質の汚染に係る環境基準の設定
22.3.31 5.10	「大気の汚染の常時監視に関する事務の処理基準」一部改正 (微小粒子状物質(PM2.5)に係る常時監視等) 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法」一部改正 (測定結果の未記録,虚偽の記録等に対する罰則) (事故時の措置対象物質及び施設の追加) (H23.4.1施行)
7.31	「大気の汚染の常時監視に関する事務の処理基準」一部改正 (有害大気汚染物質のなかの優先取組物質の変更 (21物質 23物質))(H23.4.1施行)
23.4.1 6.22	悪臭防止法の規制地域を市全域へ拡大 「水質汚濁防止法」一部改正 (有害物質貯蔵施設を指定施設として追加) (有害物質使用特定施設等に係る構造・設備基準の設定等) (H24.6.1施行)
24.2.10	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正(特例市から特定特例市へ)
25.6.21	「大気汚染防止法」一部改正 (特定粉じん排出等作業実施届出義務者の変更) (解体等工事の事前調査,説明,掲示の義務付け) (立入調査等の対象の拡大) (H26.6.1施行)